

平成 30 年度 横浜市立大学
「教員地域貢献活動支援事業(スタートアップ型)」の募集について

少子高齢化やグローバル化による社会構造の急激な変化などに伴い、地域社会においては、これまでの政策手法を超えた新たな課題が発生しており、それに対応した解決手法が求められています。このような中で、横浜市立大学は、こうした手法開発の一翼を担い、教員の研究などの専門的な知見を最大限に活用し、地域課題の解決に貢献するため、従来の協働型事業に加え、平成 30 年度からスタートアップ型事業を開始します。

スタートアップ型事業は、横浜市内の地域課題解決に繋がる取組について、協働型または受託・協働研究への展開を事業申請の前提とした取組です。事業を協働で進めるにあたり、「すぐに動き出すことで、次年度以降の活動を軌道に乗せられるのに、協働で活動するための準備予算がすぐに捻出できない」といった課題や「大学とどのように関わりながら事業を進めていけば良いのかが分からない」といった懸念を解消し、協働型または受託・協働研究へと展開した先での地域課題の解決を目的とします。

1 募集期間

随時募集（年度途中の申請可）

※学内審査は必要に応じて実施することとします。

※スタートアップ型の事業継続については、原則として 1 年までとし、2 年目以降は協働型または受託・協働研究へ展開することを事業申請の前提とします。

2 募集する研究課題

次の条件を満たす場合に事業化します。

なお、特定の技術や製品等の開発、民間企業等の特定の個人・事業者の利益を目的とするもの及び本学教員では対応できない研究課題や本活動のみで完結してしまう研究課題は対象外とします。

- （1）主に横浜市を中心とした地域の施策への反映または提言等に結びつく可能性がある取組
- （2）協働型事業または受託・協働研究への発展が見込まれる、大学が必要と認めた取組

3 地域貢献事業の募集内容

- （1）応募者の条件

民間企業・団体、行政機関等

- （2）活動内容

課題提案者と本学教員の連携・協働により実施する調査・研究・社会実験等の活動

- （3）経費

活動に必要な経費は、本学が負担します。

- （4）対象となる経費

出張旅費、資料代、資料印刷代（報告書含む）、協力者謝金、業務委託費など
（原則として、本学研究費の基準を適用します。）

- （5）負担限度額及び限度件数

限 度 額 ： 30 万円（下限については制限なし）

採択予定件数 ： 3～4 件程度

※なお、スタートアップ型から協働型に展開する場合は、スタートアップ型を 1 年目の取組とみなし、2 年目の負担額を適用します。

- （6）財源

大学自主財源

(7) 補助期間

採択決定日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(8) 対象の決定

学内で審査した上で、学長が決定します。

4 申請方法

所定の事業申請書（様式 3）を提出してください。

事業申請書に必要事項を記入していただき、電子メール、郵便等の方法で、

「1 募集期間」の記載期間に下記までご提出ください。

<申請書様式>

事業申請書（word 形式）は、本学ホームページからダウンロードできます。

<http://www.yokohama-cu.ac.jp/ytog/contribution/research/contribution/>

<事業申請書の送付先・問い合わせ先>

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2

横浜市立大学 地域貢献センター 教員地域貢献活動支援事業担当宛

E-mail : chiiki@yokohama-cu.ac.jp

TEL: 045 - 787 - 2205

※ご提案いただいた内容について、確認させていただく場合があります。また、提案の採否、審査等に関するお問い合わせには一切応じられませんので、ご了承ください。

5 教員の学内公募

- (1) 申請のあった研究課題のうち、条件を満たすテーマは全て学内に公表し、教員から事業企画（提案内容を包含してさらに発展させた事業企画、複数のテーマを統合した事業企画等を含む）を公募します。
- (2) 申請された事業企画は、学内においてテーマの重要性、実施可能性などの視点から審査し、予算の範囲内で採択事業を決定します。
- (3) 採択された事業企画は、本学のホームページ等で公表します。

6 地域貢献事業の実施

- (1) 平成 30 年度地域貢献事業の実施期間は、協定締結日～平成 31 年 3 月 31 日です。その後、協働型として事業を継続して実施する場合は、スタートアップ型を地域貢献事業開始初年度とした上で、通算で原則 3 年目の年度末まで延長することができます。ただし、2 年目以降の継続実施については、改めて課題提案者からの事業申請が必要となります。
- (2) 地域貢献事業の実施にあたっては、教員と課題提案者が対等な関係となり、綿密な連携・協働のもとに取り組むものとします。
- (3) 採択決定した地域課題については、事業決定通知書を送付します。なお、事業内容に応じて、課題提案者と協議の上、協定等を取りかわすこともできるものとします。
※地域貢献事業に伴って発生する知的財産（特許、著作権など）の扱いは、関係者で個別に協議するものとします。

7 地域貢献事業の成果の発表

- (1) 担当教員及び課題提案者は、地域貢献事業の終了後、速やかに成果報告書を作成し、提出していただくようお願いします。
- (2) 本学及び課題提案者が実施した地域貢献事業の成果については、本学のホームページ等で公表する場合があります。また、公開の発表会等で報告する場合があります。